○小谷村農山村体験交流滞在型施設の設置及び管理に関する条例

令和２年12月18日

条例第24号

（趣旨）

第１条　この条例は、農山村の伝統文化や日常生活、豊かな自然を活かした体験活動及び地域住民と都市住民との交流等、地域活性化の拠点に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項の規定に基づき、農山村体験交流滞在型施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第２条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 農山村体験交流滞在型施設深原 | 小谷村大字北小谷4724番地 |

（利用者の資格）

第３条　施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。ただし、小谷村暴力団排除条例（平成23年小谷村条例第23号）第２条第１号の暴力団又は同条第２号の暴力団員等（同居しようとする者がこれらに該当する場合を含む。）は、利用することができないものとする。

（１）　小谷村での生活等の体験、地元住民との交流を希望する者

（２）　小谷村への移住を検討している者

（３）　その他村長が特に必要と認める者

（許可期間及び使用期間）

第４条　許可及び使用期間は、許可を受けた日からその日の属する年度の３月31日までとする。

（利用の許可）

第５条　施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

２　村長は、管理上必要があると認める場合は、その利用に対して条件を付すことができる。

３　村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第１項の許可をしない。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（２）　施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

（３）　その他管理上支障があると認められるとき。

（定期建物賃貸借の契約）

第６条　前条第１項の利用許可を受けた利用者は、借地借家法（平成３年法律第90号）第38条に規定する契約を、村長と締結しなければならない。

２　村長は、前項の契約を締結しようとするときは、あらかじめ借地借家法第38条第３項の規定により、利用者に対し、契約の更新がなく、契約期間の満了により施設の賃貸借は終了することを説明しなければならない。

（使用料の納付）

第７条　利用者は、以下に定める使用料を納付しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 単位 | 使用料 | |
| 年間 | 年額600,000円 | 使用料には、施設使用料、施設管理費、光熱水費を含む |
| 6月以上1年未満 | 月額65,000円 |
| 1月以上6月未満 | 月額75,000円 |
| 宿泊 | 1泊3,000円（1回当たり6泊を上限とする。） |
| 日中利用 | 半日（4時間）1,500円  一日（8時間）3,000円 |

２　使用料は、第５条第１項の許可を受けた日から30日以内に納付しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

３　前項により納めた使用料は、これを還付しない。ただし、村長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（利用許可の取消し）

第８条　村長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったと認めたときは、第５条の規定による利用許可を取消すことができる。

２　前項の規定により利用許可を取消したときは、納付した使用料は還付しないものとする。

３　前項の規定により利用許可を取消された場合にあっては、直ちに施設を明渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた施設の損耗を除き、施設を原状に回復しなければならない。

４　村長は、前項の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について、利用者と協議するものとする。

（明渡し）

第９条　利用者は、利用期間満了日までに施設を明渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。

２　利用者は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に村長に通知しなければならない。

３　村長は、第１項の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について、利用者と協議するものとする。

（立入り）

第１０条　村長は、施設の防災、火災の延焼、構造の保全その他の施設の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても施設内に立入ることができるものとする。

２　利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

（損害賠償）

第１１条　利用者は、故意又は過失により住宅、設備、備品及びその他の物件を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

２　利用者は、施設の鍵を紛失した場合、村の請求に基づく鍵シリンダー等の取替えに係る実費を弁償しなければならない。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附　則（令和４年３月22日条例第11号）

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）第35条の規定の施行の日から施行する。